# 平成２８年度石川県農業活性化協議会 第１回通常総会

日　時:平成２８年5月１６日(月)
１３：３０より
場　所：県庁「１１０９会議室」

## 次　第

１．開　　会

２．挨　　拶

３．議事録署名人選出

４．議　　事

議案１
平成２７年度事業報告及び収支決算について

議案２
平成２８年度事業計画及び収支予算について

議案３
石川県水田フル活用ビジョン（案）について

議案４
石川県農業活性化協議会規約・規程等の変更について

５．その他
報告事項
・産地パワーアップ事業について
・米の新品種「石川６５号」について

６．閉　　会

# 石川県農業活性化協議会 委員名簿

（ ５０音順 ）

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 青　海　万里子 | 石川県生活協同組合連合会　専務理事 | |
| | 穴　田　睦　実 | 全国農業協同組合連合会石川県本部　県本部長 | |
| | 打　和　浩　之 | 石川県町長会　事務局長 | |
| | 片　岡　敏　雄 | （株）八幡　常務取締役 | |
| | 上　坂　英　善 | 石川県農業協同組合中央会　会長 | （会　長） |
| | 小　林　雅　裕 | 石川県立大学　教授 | |
| | 小　林　善　隆 | 石川県土地改良事業団体連合会　専務理事 | |
| （新） | 島　野　克　己 | 石川県農業共済組合　専務理事 | |
| | 谷　　晃 | 石川県市長会　事務局長 | |
| | 寺　田　吉　浩 | （株）米心石川　代表取締役専務 | |
| | 長　瀬　清　隆 | 石川県農業法人協会　副会長 | |
| （新） | 中　田　峰　示 | 石川県　農林水産部長 | （副会長） |
| （新） | 中　出　吉　彦 | （公財）いしかわ農業総合支援機構　参事 | |
| | 野　村　善　覚 | いしかわ農業振興協議会　会長 | |
| | 東　　英　一 | 石川県農業協同組合中央会　専務理事 | |
| | 藤　多　典　子 | 石川県婦人団体協議会　常任顧問 | |
| （新） | 松　村　一　美 | （一社）石川県農業会議　事務局長 | （監　事） |
| | 宮　田　吉　弘 | 税理士法人　宮田会計　代表社員 | （監　事） |
| | 山　本　敏　弘 | いしかわの農地活用連絡調整会 | |

# 議 案 資 料


議案1　平成27年度事業報告及び収支決算について　・・・P　1

議案2　平成28年度事業計画及び収支予算について　・・・P　13

議案3　石川県水田フル活用ビジョン(案)について　・・・P　17

議案4　石川県農業活性化協議会規約・規程等の変更について　・・・P　23

議案１

# 平成27年度事業報告及び収支決算について

## １　平成２７年度事業報告

米価の安定に向けた米の需給調整をはじめ、麦・ 大豆・野菜など作物作付けによる水田の有効利用、調整水田等の解消、担い手の育成・確保対策等、本県農業の振興を図るため、次の事項を重点的に実施した。

### (1) 経営所得安定対策円滑化事業(事業期間:平成22年度～)

経営所得安定対策等の実施に必要となる、米及び米以外の水田作物の生産方針等の策定、産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施した。

**①総会の開催**　　(委員１９名)

| 開催月日 | 内　　容 | 委員出席状況<br>(委任状出席含む) |
|---|---|---|
| 第１回 通常総会<br>平成２７年<br>４月２３日 | ＜議案＞<br>○平成２６年度事業報告及び収支決算<br>○平成２７年度事業計画及び収支予算（案）<br>○石川県水田フル活用ビジョン（案）<br>○石川県農業活性化協議会規約・その他規程の変更<br>＜報告事項＞<br>○稲作農業の体質強化緊急対策事業の活用実績 | １９名 |
| 第２回 通常総会<br>平成２７年<br>１２月２１日 | ＜議案＞<br>○平成２８年産米の市町別生産数量目標の配分（案）<br>○平成２８年度石川県水田フル活用の基本的な<br>考え方（案）<br>＜報告事項＞<br>○北陸農政局石川支局の設置　等 | １９名 |
| 第３回 通常総会<br>平成２８年<br>２月１６日 | ＜議案＞<br>○平成２８年度産地交付金の配分（案）<br>○平成２７年度収支予算の変更（案）<br>＜報告事項＞<br>○農林水産分野におけるＴＰＰ対策　等 | １９名 |

**②地域協議会への指導・助言**

| 開催月日 | 会議名及び主な内容 | 場　所 | 対象 |
|---|---|---|---|
| 平成２７年<br>５月１４日<br>～２５日 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第１回)<br>・平成２７年度水田フル活用ビジョン　等<br><br>５／２１　南加賀農林総合事務所　１３名<br>５／２０　野々市市役所　５名<br>５／２５　石川農林総合事務所　７名<br>５／２５　県央農林総合事務所　９名<br>５／２２　羽咋農林事務所　８名<br>５／２２　中能登農林総合事務所　１２名<br>５／１４　奥能登農林総合事務所　１４名 | 農林総合事務所等（７か所） | 市町、ＪＡ、農林総合事務所<br><br>出席者６８名 |
| 平成２７年<br>１２月２４日 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第２回)<br>・米穀情勢<br>・平成２８年産米の生産数量目標等の設定<br>・平成２８年度石川県水田フル活用の基本的な考え方<br>・経営所得安定対策等における交付対象面積<br>・当面の水田農業政策 | 農業会館 | 市町、ＪＡ、農業共済組合、北陸農政局、農林総合事務所<br><br>出席者１１４名 |
| 平成２８年<br>２月１８日 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第３回)<br>・平成２８年度水田フル活用ビジョンの策定<br>・稲作農業体質強化緊急対策事業の事務手続き等 | 農業会館 | 市町、ＪＡ、農業共済組合、北陸農政局、農林総合事務所<br><br>出席者８２名 |

**(2) 攻めの農業実践緊急対策事業(事業期間:平成25年度～平成27年度)**

国の平成２５年度の補正予算により創設された事業で、平成２５年度に県協議会に造成した基金を活用し、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、高収益作物への転換、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化など、農業者等の所得の向上に向けた取組に対して助成金を交付した。

平成２７年度助成額：70,548,780円（助成件数：18件）

→<内訳>

○　効率的機械利用体系構築支援

・機械・機器のリース導入：70,545,000円（件数：18件）

○　事務費

・助成金振込手数料等：3,780円

(参考) 助成対象となる取組内容

ア 効率的機械利用体系の構築を支援する取組

・機械作業の集約化に必要な機械・機器のリース導入（補助率1/2以内）
・非担い手の機械・機器を担い手が再利用する際の補改修（補助率1/2以内）
・非担い手の機械・機器の廃棄（補助率定額（2万円以内））
・事業を推進するために要する経費（検討会等）（補助率定額）

イ 高収益品目等の導入を支援する取組

・生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入（補助率1／2以内）
・高収益品目等導入に必要な資材導入（補助率定額）
・高収益品目等導入に必要な簡易な栽培環境の整備（補助率定額）
・事業を推進するために要する経費（検討会等）（補助率定額）

ウ 施設の再編合理化への支援

・施設の機能強化や用途変更に必要な機器・設備のリース導入
（補助率1／2以内）
・施設の用途変更の際の既存機器・設備の廃棄（補助率1／3以内）
・事業を推進するために要する経費（検討会等）（補助率定額）

エ 県協議会・地域協議会が自ら行う取組（事務費）（補助率定額）

・事業を推進するために要する経費（印刷費等）
・助成対象者への助成金交付に要する経費　等

**(3) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（事業期間：平成26年度～平成28年度）**

需要に応じた水田作物の生産拡大に向け、生産コスト低減等に資する技術・経営実証、先進的な担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良等の取組を支援する国の平成２５年度補正予算により創設された事業で、県協議会では飼料用米の生産拡大を図るため、飼料用米推進検討会や低コスト・多収栽培大規模実証、多収栽培マニュアル（改訂）の作成等を行った。

平成２７年度事業費：965,558円

→＜取組内容＞

① 飼料用米推進検討会の開催

・平成２７年１０月１３日　内容：実証ほの成績検討（於：中能登農林総合事務所）

・平成２８年２月２４日　内容：実証ほの設置検討（於：農業会館）

② 飼料用米低コスト・多収栽培大規模実証ほの設置（事業費：598,358円）

→〈実証内容〉

（ア）施肥法改善による多収性専用品種の省力化栽培の確立（津幡町刈安）

（イ）処理薬剤選定による多収性専用品種の生産コスト低減（羽咋市鹿島路）

（ウ）直播栽培における施肥法改善による多収性専用品種の省力化栽培の確立（中能登町久江）

（エ）直播栽培における播種量の違いによる収量向上（中能登町久江）

（オ）施肥法改善による多収性専用品種の収量向上（七尾市温井町）

③ 現地検討会の開催

・平成２７年１０月１３日　内容：実証ほ生育巡回　（於：七尾市）

④ 飼料用米多収栽培マニュアル（改訂）の作成（事業費：367,200円）

・発行部数５００部（配布先：地域協議会、農林事務所等）

**(4) 稲作農業体質強化緊急対策事業(事業期間:平成26年度～平成27年度)**

国の平成２６年度の補正予算により創設された事業で、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組に対して助成金を交付した。

平成２６～２７年度事業費：241,015,388円

→<内訳>

ア　農家助成額　239,680,000円（件数：3,273件　取組面積：約19,591ha）

・H26：187,655,000円

・H27：52,025,000円

イ　推進事務費　　1,335,388円

・H26：875,963円

・H27：459,425円

(H27推進事務費のうち、地域協議会455,744円・県協議会3,681円)

(参考) 助成対象となる取組内容

ア 肥料・農薬代などの資材費の低減や労働時間を短縮する取組を２つ以上実施

| 助成金額（万円） | | |
|---|---|---|
| 1ha未満 | 1ha以上2ha未満 | 2ha以上 |
| ２．０ | ３．０ | １ha単位で２万円ずつ増 |

※20ha以上は41万円に固定

イ 直播栽培の実施

| 助成金額（万円） | | |
|---|---|---|
| 1ha未満 | 1ha以上2ha未満 | 2ha以上 |
| ５．０ | ７．５ | １ha単位で５万円ずつ増 |

※20ha以上は102.5万円に固定

ウ 農業機械の共同利用

| 助成金額（万円） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 7ha未満 | 7ha以上<br>10ha未満 | 10ha以上<br>15ha未満 | 15ha以上<br>20ha未満 | 20ha以上 |
| ２５．０ | ４２．５ | ６２．５ | ８７．５ | １２５ |

# 決 算 報 告 書

自　平成２７年４月　１日
至　平成２８年３月３１日

石川県農業活性化協議会

平成27年度収支決算

# 1. 収支計算書

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 (単位:円)

| 科目 | 予算 | 決算 | 差異 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ. 事業活動収支の部 | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 0 | 0 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 4,015,000 | 0 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 0 | 2,052 | △ 2,052 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 2,000,000 | 965,558 | 1,034,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 55,135,000 | 58,329,425 | △ 3,194,425 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動収入計(A) | 61,150,000 | 63,312,035 | △ 2,162,035 |
| 2. 事業活動支出 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 0 | 0 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 4,015,000 | 0 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 149,417,429 | 70,548,780 | 78,868,649 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 2,000,000 | 965,558 | 1,034,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 55,135,000 | 54,294,425 | 840,575 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| 国返還金支出 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 0 | 0 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 0 | 0 | 0 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 155,000,000 | 155,000,000 | 0 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 330,000 | 330,000 | 0 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| 事業活動支出計(B) | 365,897,429 | 285,153,763 | 80,743,666 |
| 事業活動収支差額(C)＝(A)－(B) | △ 304,747,429 | △ 221,841,728 | △ 82,905,701 |
| Ⅱ. 投資活動収支の部 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅲ. 財務活動収支の部 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅳ. 予備費支出 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額(C) | △ 304,747,429 | △ 221,841,728 | △ 82,905,701 |
| 前期繰越収支差額(D) | 304,747,429 | 304,747,429 | 0 |
| 次期繰越収支差額(C)＋(D) | 0 | 82,905,701 | △ 82,905,701 |

# 2. 貸借対照表

平成28年3月31日　現在

（単位:円）

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ. 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | 83,399,978 | 368,575,072 | △ 285,175,094 |
| 預金 | 83,399,978 | 368,575,072 | △ 285,175,094 |
| 未収金 | 174,558 | 0 | 174,558 |
| 資産合計 | 83,574,536 | 368,575,072 | △ 285,000,536 |
| Ⅱ. 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | 668,835 | 63,827,643 | △ 63,158,808 |
| 未払金 | 668,835 | 63,827,643 | △ 63,158,808 |
| 負債合計 | 668,835 | 63,827,643 | △ 63,158,808 |
| Ⅲ. 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 |
| 指定正味財産 | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 |
| 2. 一般正味財産 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産 | 0 | 0 | 0 |
| 正味財産合計 | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 |
| 負債及び正味財産合計 | 83,574,536 | 368,575,072 | △ 285,000,536 |

## 3. 正味財産増減計算書

自　平成27年4月1日　　至　平成28年3月31日

（単位：円）

| 科目 | 本年度 | 前年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ．一般正味財産増減の部 | | | |
| 1．経常増減の部 | | | |
| (1)経常収益 | | | |
| 受取補助金等 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 26,423,024 | △ 26,423,024 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 5,121,000 | △ 1,106,000 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 70,548,780 | 186,367,571 | △ 115,818,791 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 965,558 | 1,215,000 | △ 249,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 54,294,425 | 190,755,963 | △ 136,461,538 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 1,455,000 | △ 1,455,000 |
| 経常収益計 | 129,823,763 | 411,337,558 | △ 281,513,795 |
| (2)経常費用 | | | |
| 事業費 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 26,423,024 | △ 26,423,024 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 5,121,000 | △ 1,106,000 |
| 租税公課 | 9,072 | 15,883 | △ 6,811 |
| 謝金 | 287,928 | 340,117 | △ 52,189 |
| 旅費 | 65,500 | 136,230 | △ 70,730 |
| 需用費 | 37,010 | 46,968 | △ 9,958 |
| 消耗品費 | 462,498 | 606,049 | △ 143,551 |
| 会議費 | 36,000 | 24,000 | 12,000 |
| 賃金 | 2,935,442 | 2,832,009 | 103,433 |
| 協議会運営費 | 181,550 | 1,119,744 | △ 938,194 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 70,548,780 | 186,367,571 | △ 115,818,791 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 965,558 | 1,215,000 | △ 249,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 54,294,425 | 190,755,963 | △ 136,461,538 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 1,455,000 | △ 1,455,000 |
| 支払助成金計 | 129,823,763 | 411,337,558 | △ 281,513,795 |
| 国返還金 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 207,543,852 | △ 207,543,852 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 0 | 0 | 0 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 155,000,000 | 0 | 155,000,000 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 330,000 | 0 | 330,000 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| 国返還金計 | 155,330,000 | 207,543,852 | △ 52,213,852 |
| 経常費用計 | 285,153,763 | 618,881,410 | △ 333,727,647 |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 2．経常外増減の部 | 0 | 0 | 0 |
| (1)経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| (2)経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| Ⅱ．指定正味財産増減の部 | | | |
| 受取補助金等 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 0 | 0 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 5,121,000 | △ 1,106,000 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 2,052 | 0 | 2,052 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 965,558 | 1,215,000 | △ 249,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 58,329,425 | 191,085,963 | △ 132,756,538 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 1,455,000 | △ 1,455,000 |
| 経常収益計 | 63,312,035 | 198,876,963 | △ 135,564,928 |
| 一般正味財産への振替額 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 26,423,024 | △ 26,423,024 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 4,015,000 | 5,121,000 | △ 1,106,000 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 70,548,780 | 186,367,571 | △ 115,818,791 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 965,558 | 1,215,000 | △ 249,442 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 54,294,425 | 190,755,963 | △ 136,461,538 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 1,455,000 | △ 1,455,000 |
| 支払助成金計 | 129,823,763 | 411,337,558 | △ 281,513,795 |
| 国返還金支出 | | | |
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 0 | 207,543,852 | △ 207,543,852 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 0 | 0 | 0 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 155,000,000 | 0 | 155,000,000 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 330,000 | 0 | 330,000 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 0 | 0 | 0 |
| 国返還金計額 | 155,330,000 | 207,543,852 | △ 52,213,852 |
| 一般正味財産への振替額計 | 285,153,763 | 618,881,410 | △ 333,727,647 |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 221,841,728 | △ 420,004,447 | 198,162,719 |
| 指定正味財産期首残高 | 304,747,429 | 724,751,876 | △ 420,004,447 |
| 指定正味財産期末残高 | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 |
| Ⅲ．正味財産期末残高 | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 |

# 4. 財産目録

平成28年3月31日現在

（単位:円）

| 科目 | | 金額 | | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ. 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | | | | |
| 預金 | 経営所得安定対策円滑化事業 | 301,635 | | |
| 預金 | 攻めの農業実践緊急対策事業 | 78,870,701 | | |
| 預金 | 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 192,642 | | |
| 預金 | 稲作農業体質強化緊急対策事業 | 4,035,000 | | |
| 未収金 | 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 174,558 | | |
| 流動資産合計 | | | 83,574,536 | |
| 資産合計 | | | | 83,574,536 |
| Ⅱ. 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 経営所得安定対策円滑化事業 | 301,635 | | |
| 未払金 | 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 367,200 | | |
| 流動負債合計 | | | 668,835 | |
| 負債合計 | | | | 668,835 |
| 正味財産 | | | | 82,905,701 |

財務諸表の注記

1. 補助金等の内訳並びに当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

| 補助金等の名称 | 交付者 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 | 貸借対照表上の標記区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①大豆・麦等生産体制緊急整備事業 | 国 | 0 | 0 | 0 | 0 | 指定正味財産国庫補助金 |
| ②経営所得安定対策円滑化事業 | 国 | 0 | 4,015,000 | 4,015,000 | 0 | 指定正味財産国庫補助金 |
| ③攻めの農業実践緊急対策事業 | 国 | 304,417,429 | 2,052 | 225,548,780 | 78,870,701 | 指定正味財産国庫補助金 |
| ④大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 国 | 0 | 965,558 | 965,558 | 0 | 指定正味財産国庫補助金 |
| ⑤稲作農業体質強化緊急対策事業 | 国 | 330,000 | 58,329,425 | 54,624,425 | 4,035,000 | 指定正味財産国庫補助金 |
| ⑥米穀周年供給・需要拡大緊急支援事業 | 国 | 0 | 0 | 0 | 0 | 指定正味財産国庫補助金 |
| 合計 | | **304,747,429** | **63,312,035** | **285,153,763** | **82,905,701** | |

# 監事の意見書

石川県農業活性化協議会規約第２８条に基づき、平成２７年度事業報告及び収支決算等について監査したところ、その内容は適正なものと認めます。

記

１．決算監査日　　平成２８年４月２５日

２．監 査 場 所　　ＪＡ石川県中央会
金沢市古府１丁目２２０番地

平成２８年５月１６日

石川県農業活性化協議会　　監事　宮田吉弘

監事　松村一美

議案２

# 平成28年度事業計画及び収支予算について（案）

## １　平成２８年度事業計画

平成２７年３月に策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づき進められる食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策を踏まえ、経営所得安定対策の推進による農業経営基盤の強化を図るとともに、米の需給調整や需要に応じた農産物の生産による農家所得の向上を図ることで本県農業の振興に資するため、次の事項を重点的に実施する。

### (1) 経営所得安定対策円滑化事業（事業期間：平成22年度～）

経営所得安定対策等の実施に必要となる、米及び米以外の水田作物の生産方針等の策定、産地交付金の要件設定のほか、制度の円滑な実施や水田フル活用の実現に向けた意見交換や地域協議会担当者説明会を実施する。

#### ① 総会の開催

| 開催月日 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|
| 第１回 通常総会<br>平成２８年<br>５月１６日 | ＜議案＞<br>○平成２７年度事業報告及び収支決算<br>○平成２８年度事業計画及び収支予算（案）<br>○石川県水田フル活用ビジョン（案）<br>○石川県農業活性化協議会規約・規程等の変更<br>＜報告事項＞<br>○産地パワーアップ事業<br>○米の新品種「石川６５号」　等 | |
| 第２回 通常総会<br>平成２８年<br>１２月中旬 | ＜議案＞<br>○平成２９年産米の市町別生産数量目標の配分（案）<br>○平成２９年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案） | |
| 第３回 通常総会<br>平成２９年<br>２月下旬 | ＜議案＞<br>○平成２９年度産地交付金の配分（案） | |

**②地域協議会への指導・助言**

| 開催月日 | 会議名及び主な内容 | 場　所 | 対象 |
|---|---|---|---|
| 平成２８年<br>５月中旬 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第１回)<br>・平成２８年度水田フル活用ビジョン及び産地交付金の活用計画策定指導　等 | 未定 | 市町、ＪＡ、農業共済組合、農林総合事務所 |
| 平成２８年<br>１２月中旬 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第２回)<br>・平成２９年産米の生産数量目標等の設定<br>・平成２９年度石川県水田フル活用の基本的な考え方 | 未定 | 市町、ＪＡ、農業共済組合、農林総合事務所 |
| 平成２９年<br>３月上旬 | ○地域農業活性化協議会担当者会議(第３回)<br>・平成２９年度水田フル活用ビジョンの策定<br>・平成２９年度産地交付金の配分<br>・産地交付金の活用計画に関する指導 | 未定 | 市町、ＪＡ、農林総合事務所 |

※その他、地域協議会の要請をはじめ、必要に応じて指導・助言を行う

**(2) 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(事業期間:平成26年度～平成28年度)**

需要に応じた水田作物の生産拡大に向け、生産コスト低減等に資する技術・経営実証、先進的な担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良等の取組を支援する国の平成２５年度補正予算により創設された事業で、県協議会では、平成２７年度に引き続き、飼料用米の生産拡大を図るため、飼料用米推進検討会や低コスト・多収栽培大規模実証、多収栽培マニュアル（改訂）の作成等を行う。

平成２８年度
→＜取組内容＞

① 飼料用米推進検討会の開催
・平成２８年４月、平成２９年２月の２回開催

② 多収性専用品種選定実証ほの設置
・県下５箇所に設置

③ 現地検討会の開催
・平成２８年５月、７月の２回開催

④ 飼料用米多収栽培マニュアル（改訂）の作成
・５００部印刷

## 2. 平成28年度収支予算

# 収支予算書

自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日　　(単位:円)

| 科目 | 本年度予算(ア) | 前年度予算(イ) | 増減(ア－イ) | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ. 事業活動収支の部 | | | | |
| 1. 事業活動収入 | | | | |
| ①経営所得安定対策円滑化事業 | 4,609,000 | 4,015,000 | 594,000 | |
| ②攻めの農業実践緊急対策事業 | 0 | 0 | 0 | |
| ③大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 1,000,000 | 2,000,000 | △ 1,000,000 | |
| ④稲作農業体質強化緊急対策事業 | 0 | 55,135,000 | △ 55,135,000 | |
| 事業活動収入計(A) | 5,609,000 | 61,150,000 | △ 55,541,000 | |
| 2. 事業活動支出 | | | | |
| ①経営所得安定対策円滑化事業 | 4,609,000 | 4,015,000 | 594,000 | |
| ②攻めの農業実践緊急対策事業 | 0 | 149,417,429 | △ 149,417,429 | |
| ③大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 1,000,000 | 2,000,000 | △ 1,000,000 | |
| ④稲作農業体質強化緊急対策事業 | 0 | 55,135,000 | △ 55,135,000 | |
| 国返還金支出 | | | | |
| ①経営所得安定対策円滑化事業 | 0 | 0 | 0 | |
| ②攻めの農業実践緊急対策事業 | 78,870,701 | 155,000,000 | △ 76,129,299 | |
| ③大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 0 | 0 | 0 | |
| ④稲作農業体質強化緊急対策事業 | 4,035,000 | 330,000 | 3,705,000 | |
| 事業活動支出計(B) | 88,514,701 | 365,897,429 | △ 277,382,728 | |
| 事業活動収支差額(C)＝(A)－(B) | △ 82,905,701 | △ 304,747,429 | 221,841,728 | |
| Ⅱ. 投資活動収支の部 | 0 | 0 | 0 | |
| Ⅲ. 財務活動収支の部 | 0 | 0 | 0 | |
| Ⅳ. 予備費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期収支差額(C) | △ 82,905,701 | △ 304,747,429 | 221,841,728 | |
| 前期繰越収支差額(D) | 82,905,701 | 304,747,429 | △ 221,841,728 | 攻めの農業実践緊急対策事業 78,870,701<br>稲作農業体質強化緊急対策事業 4,035,000<br>計 82,905,701 |
| 次期繰越収支差額(C)＋(D) | 0 | 0 | 0 | |

議案３

# 石川県水田フル活用ビジョン（案）

## １　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水稲作付面積については、昭和 60 年の 37,700ha から、平成２５年では 26,900ha と作付面積で約 10,000ha と大きく減少したものの、本県の耕地面積に占める水稲作付面積の割合は６３％と高く、依然として本県農業の基幹作物となっている。

また、本県の水田転作の状況は、南加賀・石川・中能登地域では麦・大豆、河北・中能登地域では、飼料用米など非主食用米の作付が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質の向上が課題となっている。

→＜転作の状況（H27）＞

| | 主食用米 | 麦 | 大豆 | 非主食用 | （うち飼料用米） | 産地戦略作物 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 南加賀 | 6,192.0ha | 686.2ha | 428.5ha | 1,186.5ha | ( 19.0ha) | 132.6ha |
| 石　川 | 3,176.2 | 148.6 | 572.5 | 306.1 | ( 10.5 ) | 41.2 |
| 県　央 | 3,669.9 | 6.1 | 0.9 | 408.9 | (157.5 ) | 21.4 |
| 中能登 | 6,981.5 | 119.4 | 61.9 | 1,008.9 | (301.8 ) | 49.7 |
| 奥能登 | 3,446.5 | 0.3 | 40.8 | 77.1 | ( 47.6 ) | 56.6 |
| 計 | 23,466.2 | 960.6 | 1,104.7 | 2,987.5 | (536.4 ) | 301.6 |

一方、奥能登地域では、担い手の高齢化が進行し、農家戸数の減少とともに、耕作放棄地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念されている。

→＜基幹的農業従事者の年齢（歳）（H17→H27）＞(2015 年農林業センサス)

全国 64.2 → 67.0　石川県 67.3 → 69.1

このような状況の中、平成２７年度においては、全国的に主食用米から飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、平成１６年産から生産数量目標を配分して以降初めて過剰作付が解消されたこと等から、需給は緩和基調から改善の兆しがみられるものの、依然として米価は低水準にあり、水稲を基幹作物とする本県の水田農業の経営は厳しい状況にある。

→＜米価（米の相対取引価格）の推移＞（コシヒカリ１等米 60kg 当たり　単位：円）

| 年　産 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石川県 | 16,218 | 16,898 | 15,278 | 12,813 | 14,317 |
| 前年比 | | +680 | ▲1,620 | ▲2,465 | +1,504 |
| 全　国 | 15,215 | 16,501 | 14,871 | 11,967 | 13,265 |
| 前年比 | | +1,286 | ▲1,630 | ▲2,904 | +1,298 |

※　H23～H26 は通年平均価格、H27 は H28.2 月末現在価格

このため、こうした水田農業を取り巻く情勢や、農地の状況、農家の経営規模など地域の実情を踏まえつつ、産地交付金を有効に活用し、「農家所得の最大化」及び「水田のフル活用」を進める必要がある。

## 2　作物ごとの取組方針

【基本方針】

(1)主食用米の生産については、需給環境の改善に向け、配分された生産数量目標を遵守した上で、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行い、農家所得の向上を図る。

(2)農家所得の最大化を図るため、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進める。

(3)麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、輸出用米及び飼料用米等新規需要米の作付を進める。

### ①　主食用米

「うまい・きれい石川米づくり運動」を通じて高品質・良食味を実現する米づくりを定着させ、良質米産地として石川米ブランドを確立するとともに、収量向上や省力・低コスト化の推進及び需要に即した生産により収益性の向上を図る。

このため、適切な水管理や施肥など生産技術対策の着実な実施を基本に、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、実需者に選ばれる良質米産地として、品質・食味の高位安定化を図る。

### ②　麦・大豆

水田の高度利用を図り、所得の向上を図る観点から、麦・大豆を導入し、水稲との輪作体系を構築することは重要であり、本県の転作における土地利用型基幹作物として位置づける産地化を進め、共同利用施設の整備等を通じて、実需者に対する安定供給を行ってきた。

今後とも、産地戦略枠を活用して、担い手への集積、作付の団地化、水田の高度利用を進め、生産の拡大を図る。

また、実需者ニーズに即した品質の確保と安定供給を図るため、排水対策の徹底など基本技術を着実に実施し、品質・単収の向上を図る。

### ③　非主食用米

麦・大豆などの畑作物等の作付が困難な湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械装備が活用できることから、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進する。

#### ア　加工用米・備蓄米・輸出用米

加工用米（複数年契約）及び備蓄米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから引き続き生産に取り組む。

また、輸出用米については、香港・シンガポール・中国等での和食ブームを背景として日本米需要が年々高まっており、輸出先での販売動向等を踏まえ、作付を拡大する。

イ　飼料用米

今後とも主食用米の需要減退が見込まれる中、飼料用米は非主食用米の中では、最も大きな需要があり、国からの交付金を含めて安定的な手取りが見込めることから、ＪＡ全農による買い取りの仕組み等を活用して導入を推進する。

導入にあたっては、主食用米への混入（コンタミ）の防止を考慮して、主食用米の品種による取組を基本とし、ほ場の団地化や共同利用施設への受入れなど生産条件が整備されている地域、生産者においては、多収性専用品種での取組を推進するほか、耕種農家と畜産農家など実需者との連携を図る体制を整備していく。

ウ　ＷＣＳ用稲

石川・奥能登地域など県内の一部で取組が見られており、購入飼料の価格が高騰している中で、今後も引き続き耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減に向け、耕種農家と畜産農家との連携を図るとともに作付を推進する。

エ　米粉用米

全国的に需要が伸び悩んでおり、県内の作付面積も横ばいの状況にあるが、今後、米粉製品の消費拡大とあわせて作付を推進する。

④　産地戦略作物　等

産地戦略枠を活用して、水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、市場から要望の高い品目で、水稲農家や集落営農組織でも取り組みやすく、機械化対応が可能なねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん、たまねぎの５品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた品目を「産地戦略作物」と位置づけ、県、市町、ＪＡ等関係団体が一体となって重点的に生産の拡大を図る。

また、作付けに当たっては、明渠の設置などにより排水対策を徹底し生産性の向上を図る。

⑤　不作付地の解消

調整水田等不作付地について、「人・農地プラン」の策定・見直し時に集落での話し合いを進め、日本型直接支払制度、産地交付金等を活用して、野菜やそばなど地域の実情にあった作物作付、地力増進、景観形成等を進め、不作付地の解消に努める。

## 3　作物ごとの作付予定面積

| 作　物（水田） | 平成25年度の作付面積（ha） | 平成２８年度の作付 予定面積（ha） | 増減（対H25） | 対H25比（%） | 平成30年度の目標 作付面積（ha） | 増減（対H28） | 対H28比（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水　稲 | 26,724.3 | 26,614.8 | ▲109.5 | ▲0.4 | 26,508.1 | ▲106.7 | ▲0.4 |
| 主食用米 | 24,750.9 | 23,414.7 | ▲1,336.2 | ▲5.4 | 22,921.7 | ▲493.0 | ▲2.1 |
| 非主食用米 | 1,973.4 | 3,200.1 | 1,226.7 | 62.2 | 3,586.4 | 386.3 | 12.1 |
| 飼料用米 | 235.0 | 804.1 | 569.1 | 242.1 | 917.1 | 113.0 | 14.1 |
| 米粉用米 | 9.7 | 70.5 | 60.7 | 622.9 | 76.0 | 5.5 | 7.9 |
| WCS用稲 | 23.5 | 85.3 | 61.8 | 262.6 | 105.1 | 19.8 | 23.2 |
| 加工用米 | 928.0 | 742.2 | ▲185.8 | ▲20.0 | 742.2 | 0.0 | 0.0 |
| うち二毛作 | 64.4 | 65.0 | 0.6 | 1.0 | 65.0 | 0.0 | 0.0 |
| 備蓄米 | 758.3 | 1,346.0 | 587.7 | 77.5 | 1,346.0 | 0.0 | 0.0 |
| 輸出用米 | 18.8 | 152.0 | 133.2 | 710.0 | 400.0 | 248.0 | 163.2 |
| 麦 | 892.7 | 1,027.0 | 134.4 | 15.1 | 1,045.0 | 18.0 | 1.7 |
| うち二毛作 | 120.1 | 143.5 | 23.4 | 19.5 | 150.6 | 7.1 | 5.0 |
| 大麦 | 868.7 | 1,007.3 | 138.6 | 16.0 | 1,023.9 | 16.6 | 1.6 |
| うち二毛作 | 120.1 | 143.0 | 22.9 | 19.1 | 150.0 | 7.0 | 4.9 |
| 小麦 | 24.0 | 19.7 | ▲4.3 | ▲17.8 | 21.1 | 1.4 | 6.9 |
| うち二毛作 | 0.0 | 0.5 | 0.5 | | 0.6 | 0.1 | 22.4 |
| 大豆 | 1,019.9 | 1,125.0 | 105.1 | 10.3 | 1,143.1 | 18.1 | 1.6 |
| うち二毛作 | 171.2 | 228.0 | 56.8 | 33.1 | 237.0 | 9.0 | 3.9 |
| 飼料作物 | 52.4 | 48.1 | ▲4.3 | ▲8.1 | 53.2 | 5.1 | 10.5 |
| そば | 263.9 | 195.9 | ▲68.0 | ▲25.8 | 191.9 | ▲4.0 | ▲2.0 |
| うち二毛作 | 81.0 | 80.4 | ▲0.6 | ▲0.8 | 62.0 | ▲18.4 | ▲22.9 |
| なたね | 0.0 | 0.7 | 0.7 | | 0.7 | 0.0 | 0.0 |
| 産地戦略作物 | 260.2 | 302.0 | 41.8 | 16.1 | 350.7 | 48.6 | 16.1 |
| ねぎ | 37.0 | 37.4 | 0.4 | 1.1 | 41.4 | 4.0 | 10.7 |
| かぼちゃ | 86.1 | 90.8 | 4.7 | 5.4 | 103.8 | 13.1 | 14.4 |
| ブロッコリー | 58.4 | 83.0 | 24.6 | 42.1 | 106.0 | 23.0 | 27.7 |
| にんじん | 4.0 | 4.6 | 0.6 | 15.3 | 7.6 | 3.0 | 65.1 |
| たまねぎ | 2.5 | 1.0 | ▲1.5 | ▲60.0 | 1.5 | 0.5 | 50.0 |
| 知事特認作物 | 72.2 | 85.3 | 13.1 | 18.1 | 90.4 | 5.1 | 6.0 |
| その他地域振興作物 | 211.0 | 197.2 | ▲13.8 | ▲6.5 | 228.6 | 31.4 | 15.9 |
| 野菜 | 108.0 | 104.1 | ▲3.9 | ▲3.6 | 106.5 | 2.4 | 2.3 |
| 花き・花木 | 20.0 | 24.9 | 4.9 | 24.3 | 30.0 | 5.1 | 20.5 |
| 果樹 | 7.5 | 10.2 | 2.8 | 36.8 | 12.1 | 1.9 | 18.2 |
| 雑穀 | 3.2 | 2.8 | ▲0.4 | ▲12.2 | 3.0 | 0.2 | 7.1 |
| 地力増進 | 10.7 | 8.2 | ▲2.5 | ▲23.4 | 10.0 | 1.8 | 21.7 |
| 景観形成 | 58.5 | 44.4 | ▲14.1 | ▲24.1 | 63.9 | 19.5 | 43.8 |
| その他 | 3.1 | 2.5 | ▲0.6 | ▲18.2 | 3.1 | 0.6 | 24.1 |
| 水田計（作付延面積） | 29,424.4 | 29,510.7 | 86.3 | 0.3 | 29,521.2 | 10.5 | 0.0 |
| うち二毛作面積 | 436.8 | 516.9 | 80.1 | 18.3 | 514.6 | ▲2.3 | ▲0.4 |
| （水田作付実面積） | 28,987.7 | 28,993.8 | 6.2 | 0.0 | 29,006.6 | 12.8 | 0.0 |

| 作　物（畑地） | 平成25年度の作付面積（ha） | 平成２８年度の作付 予定面積（ha） | 増減（対H25） | 対H25比（%） | 平成30年度の目標 作付面積（ha） | 増減（対H28） | 対H28比（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水　稲 | 161.3 | 181.4 | 20.1 | 12.5 | 176.9 | ▲4.5 | ▲2.5 |
| 主食用米 | 128.1 | 142.6 | 14.5 | 11 | 138.1 | ▲4.5 | ▲3.1 |
| 非主食用米 | 33.2 | 38.8 | 5.6 | 17 | 38.8 | 0.0 | 0.0 |
| 加工用米 | 33.2 | 38.8 | 5.6 | 17 | 38.8 | 0.0 | 0.0 |
| 麦 | 320.9 | 329.4 | 8.5 | 3 | 340.3 | 10.9 | 3.3 |
| 大麦 | 271.7 | 277.6 | 5.9 | 2 | 280.3 | 2.7 | 1.0 |
| 小麦 | 49.2 | 51.8 | 2.6 | 5 | 60.0 | 8.2 | 15.8 |
| 大豆 | 330.4 | 262.8 | ▲67.6 | ▲20 | 262.8 | 0.0 | 0.0 |
| そば | 12.0 | 13.1 | 1.1 | 9 | 13.1 | 0.0 | 0.0 |
| 畑地計 | 824.6 | 786.8 | ▲37.8 | ▲5 | 793.2 | 6.4 | 0.8 |

| 合　計（作付実面積） | 29,812.3 | 29,780.6 | ▲31.7 | ▲0 | 29,799.8 | 19.2 | 0.1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

※　ラウンドの関係で、合計、小計が内訳と一致しない場合がある。

## 4　平成28年度に向けた取組及び目標

| 取組番号 | 対象作物 | 取　組 | 分類※ | 指標 | 平成25年度（現状値） | 平成28年度（目標値） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 麦(水田) | 担い手への集積 | イ | 集積面積 | 887.3 ha | 956.3 ha |
| 2 | 大豆(水田) | 担い手への集積 | イ | 集積面積 | 976.9 ha | 1082.2 ha |
| 3 | 産地戦略作物 | 生産の拡大 | ウ | 栽培面積 | 260.2 ha | 337.2 ha |
| 4 | WCS用稲 | 担い手への集積 | イ | 集積面積 | 23.5 ha | 60.0 ha |
| | | | | | | |

※麦・大豆は輪作を進め、麦・大豆の合計面積で平成25年実績より拡大を目指す。
※「分類」欄については、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。(複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか1つ記入してください。)

ア　農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
イ　生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
ウ　地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

※現状値及び目標値が単収、数量など面積以外の場合、(　)内に、数値を設定する根拠となった面積を記載してください。

※畑地の面積は含めないこと。

※28年度の支援の有無の欄は、産地交付金による助成を行う取組は「有」を、助成を行わない取組は「無」を記載する。

議案４

# 石川県農業活性化協議会規約・規程等の変更について

## １　改正する規約・規程の名称

・石川県農業活性化協議会規約
・石川県農業活性化協議会会計処理規程
・石川県農業活性化協議会文書取扱規程
・石川県農業活性化協議会公印取扱規程
・石川県農業活性化協議会内部監査規程

## ２　改正理由

（１）石川県農業活性化協議会規約

①改正農業委員会法の施行に伴い、石川県農業会議が組織変更したため。

（第５条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 一般社団法人石川県農業会議 | 石川県農業会議 |

（２）石川県農業活性化協議会会計処理規程

①事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

（第３７条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 経営所得安定対策等推進事業費補助金要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 | 水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成22年4月1日付け21経営第7157号）、経営所得安定対策実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第360号）、直接支払推進事業実施要綱（平成25年4月1日付け24経営第3666号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 |

（３）石川県農業活性化協議会文書取扱規程

①事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

（第２２条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 経営所得安定対策等推進事業 | 直接支払推進事業 |

（第２４条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 | 水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成22年4月1日付け21経営第7157号）、経営所得安定対策実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第360号）、直接支払推進事業実施要綱（平成25年4月1日付け24経営第3666号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 |

（４）石川県農業活性化協議会公印取扱規程

①事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

（第１１条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 経営所得安定対策等推進事業 | 直接支払推進事業 |

（第１２条）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 | 水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成22年4月1日付け21経営第7157号）、経営所得安定対策実施要綱（平成25年5月16日付け25経営第360号）、直接支払推進事業実施要綱（平成25年4月1日付け24経営第3666号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 |

（５）石川県農業活性化協議会内部監査実施規程

①事業の統廃合に伴う要領・要綱の改正によるため。

（第７条）

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 | 水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成22年4月1日付け21経営第7157号）、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号）、農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 |

# 参 考 資 料

1. 水田の利用状況について ・・・P 1

2. 各種事業の概要について ・・・P 3

3. 石川県農業活性化協議会規約・規程等の変更について ・・・P 11

# 水　田　の　利　用　状　況

## H25

水田面積 36,153 ha
（各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ）

| 主食用米 | 転作作付 7,102 ha | | | | | | 調整水田等 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 非主食用米 1,909 ha | | | 麦 | 大豆 | その他（そば、野菜等） | | （基盤整備等） |
| | 飼料用米 | 加工用米 | 備蓄用米等 | | | | | |
| 68.5% | 0.7% | 2.4% | 2.2% | 2.1% | 2.3% | 9.9% | 10.5% | 1.4% |
| 24,751 ha | 235 ha | 864 ha | 810 ha | 773 ha | 849 ha | 3,571 ha | 3,800 ha（H22末：4,266ha） | 500 ha |
| 水稲作付 26,660 ha | | | | 転作（畑作物）作付 5,192 ha | | | 不作付 4,300 ha | |

備蓄用米　758 ha
米粉用米　10 ha
WCS用稲　24 ha
輸出用米　19 ha

## H27（見込み）

水田面積 35,661 ha（▲492）
（各地域農業活性化協議会の水田台帳の積み上げ）

| 主食用米 | 転作作付 8,416 ha（+1,314） | | | | | | 調整水田等 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 非主食用米 2,867 ha （+958） | | | 麦 | 大豆 | その他（そば、野菜等） | | （基盤整備等） |
| | 飼料用米 | 加工用米 | 備蓄用米等 | | | | | |
| 65.8% | 1.5% | 1.7% | 4.9% | 2.3% | 2.4% | 10.8% | 9.2% | 1.4% |
| 23,466 ha（▲1,285） | 536 ha（+301） | 589 ha（▲274） | 1,742 ha（+931） | 819 ha（+46） | 873 ha（+25） | 3,857 ha（+286） | 3,279 ha（▲521） | 500 ha |
| 水稲作付 26,333 ha（▲327） | | | | 転作（畑作物）作付 5,549 ha（+357） | | | 不作付 3,779 ha（+181） | |

備蓄用米　1,476 ha（+718）
米粉用米　71 ha（+61）
WCS用稲　85 ha（+62）
輸出用米　110 ha（+91）

注1：二毛作の面積は含んでいない
注2：27年度の面積等は見込であるため、今後変更される場合がある

参考資料

# 各種事業の概要

| 事業名等 | 内　　容 |
|---|---|
| 1　経営所得安定対策円滑化事業 | 経営所得安定対策の推進に必要となる県協議会の事務費 |
| 2　攻めの農業実践緊急対策事業 | 低コスト・高収益な産地体制への転換に向けた取組等に対する交付金<br>(参考) 助成対象となる取組内容<br>（1）効率的機械利用体系の構築を導入する取組<br>（2）高収益作物を導入する取組<br>（3）流通加工施設の再編整備する取組<br>（4）県協議会・地域協議会が自ら行う取組 |
| 3　大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 | 大豆・麦・飼料用米の生産拡大に向け、新たな栽培技術や品種の導入等により効率的な生産体制の構築と新たな作付体系への転換を支援する交付金<br>(参考) 助成対象となる取組内容（飼料用米）<br>（1）検討会、研修会の開催<br>（2）技術実証ほの設置<br>（3）栽培マニュアルの作成 |
| 4　稲作農業体質強化緊急対策事業 | 米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者の生産コスト低減の取組を支援する交付金<br>(参考) 助成対象となる取組内容<br>（1）資材費の低減や労働時間の短縮を図る２つ以上の取組<br>（2）直播栽培の取組<br>（3）農業機械の共同利用 |

# １．経営所得安定対策円滑化事業

経営所得安定対策等の推進を図るため、県協議会運営にかかる事務費としての経費

【平成２７年度収支決算】

（単位：円）

| 収　入 | | 支　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２７県交付額 | 4,015,000 | 謝金 | 297,000 |
| | | 旅費 | 65,500 |
| | | 会議費 | 36,000 |
| | | 消耗品費 | 462,498 |
| | | 需要費 | 37,010 |
| | | 賃金（派遣費） | 2,935,442 |
| | | 協議会運営費 | 181,550 |
| 合計 | 4,015,000 | 合計 | 4,015,000 |
| | | 差引次年度繰越金 | 0 |

（未払金内訳）

（単位：円）

| | |
|---|---|
| 賃金 | 271,461 |
| 消耗品費 | 27,416 |
| 需要費 | 2,758 |
| 合　計 | 301,635 |

【平成２８年度収支予算】

（単位：円）

| 収　入 | | 支　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２８県交付額 | 4,609,000 | 謝金 | 374,000 |
| | | 旅費 | 225,000 |
| | | 会議費 | 120,000 |
| | | 消耗品費 | 500,000 |
| | | 需要費 | 64,000 |
| | | 賃金（派遣費） | 3,000,000 |
| | | 協議会運営費 | 326,000 |
| 合計 | 4,609,000 | 合計 | 4,609,000 |

# ２．攻めの農業実践緊急対策事業

高効率機械の導入、高収益作物への転換、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化など、農業者等の所得の向上に向けた取組に対する交付金

【平成２７年度収支決算】

（単位：円）

| 収　　入 | | 支　　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２６からの繰越金 | 304,417,429 | 地域協議会支払 | 70,548,780 |
| 地域協議会返還 | 2,052 | 国返還金支出 | 155,000,000 |
| 合　計 | 304,419,481 | 合　計 | 225,548,780 |
| | | 差引次年度繰越金 | 78,870,701 |

【平成２８年度収支予算】

（単位:円）

| 収　　入 | | 支　　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２７からの繰越金 | 78,870,701 | 国返還金支出 | 78,870,701 |
| 合　計 | 78,870,701 | 合　計 | 78,870,701 |

## 攻めの農業実践緊急対策事業　平成27年度交付実績

（単位：件、円）

| 協議会名 | 効率的機械利用体系構築支援 | | 高収益品目等導入支援 | | 施設再編合理化支援 | | 事務費 | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 助成件数 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 |
| 小松市 | 1 | 9,258,000 | — | — | | | 756 | 1 | 9,258,756 |
| 金沢市 | 9 | 24,106,000 | — | — | | | — | 9 | 24,106,000 |
| 中能登町 | 1 | 3,379,000 | — | — | | | 756 | 1 | 3,379,756 |
| 七尾市 | 3 | 10,813,000 | — | — | | | 2,268 | 3 | 10,815,268 |
| 穴水町 | 1 | 1,727,000 | — | — | | | — | 1 | 1,727,000 |
| 能登町 | 1 | 12,330,000 | | | | | — | 1 | 12,330,000 |
| 珠洲市 | 2 | 8,932,000 | — | — | | | — | 2 | 8,932,000 |
| 合計 | １８ | 70,545,000 | — | — | — | — | 3,780 | １８ | 70,548,780 |

## （参考） 攻めの農業実践緊急対策事業　交付実績（H26～H27）

（単位：件、円）

| 協議会名 | 効率的機械利用体系構築支援 | | 高収益品目等導入支援 | | 施設再編合理化支援 | | 事務費 | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 助成件数 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 | 助成額 | 助成件数 | 助成額 |
| 県協議会 | — | — | — | — | — | — | 827,712 | — | 827,712 |
| 加賀市 | — | — | 6 | 47,717,428 | | | 540 | 6 | 47,717,968 |
| 小松市 | 5 | 27,172,000 | — | — | | | 1,512 | 5 | 27,173,512 |
| 能美市 | 1 | 5,080,000 | — | — | | | 756 | 1 | 5,080,756 |
| 金沢市 | １９ | 60,927,000 | — | — | | | — | １９ | 60,927,000 |
| 羽咋市 | 1 | 3,328,000 | 7 | 32,785,423 | | | 2,592 | 8 | 36,116,015 |
| 宝達志水町 | 1 | 2,583,000 | 6 | 17,585,192 | | | 864 | 7 | 20,169,056 |
| 志賀町 | 1 | 3,150,000 | — | — | | | — | 1 | 3,150,000 |
| 中能登町 | 1 | 3,379,000 | — | — | | | 756 | 1 | 3,379,756 |
| 七尾市 | 3 | 10,813,000 | — | — | | | 2,268 | 3 | 10,815,268 |
| 穴水町 | 1 | 1,727,000 | | | | | — | 1 | 1,727,000 |
| 輪島市 | 1 | 3,775,000 | — | — | | | 756 | 1 | 3,775,756 |
| 能登町 | 1 | 12,330,000 | | | | | — | 1 | 12,330,000 |
| 珠洲市 | 3 | 23,724,500 | — | — | | | — | 3 | 23,724,500 |
| 合計 | ３８ | 157,988,500 | １９ | 98,088,043 | — | — | 837,756 | ５７ | 256,914,299 |

# 3．大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業

大豆・麦・飼料用米の生産拡大に向け、新たな栽培技術や品種の導入、団地化の取組み等により効率的な生産体制の構築と新たな作付体系への転換を支援する交付金

【平成２７年度収支決算】

（単位：円）

| 収　　入 | | 支　　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２７国交付額 | 965,558 | 実証ほ設置<br>栽培マニュアル作成 | 598,358<br>367,200 |
| 合　計 | 965,558 | 合　計 | 965,558 |
| | | 差引次年度繰越金 | 0 |

（未収金内訳）

（単位：円）

| | |
|---|---|
| 国交付金 | 174,558 |
| 合　　計 | 174,558 |

（未払金内訳）

（単位：円）

| | |
|---|---|
| 栽培マニュアル作成 | 367,200 |
| 合　　計 | 367,200 |

【平成２８年度収支予算】

（単位：円）

| 収　　入 | | 支　　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２８交付額 | 1,000,000 | 推進・現地検討会<br>実証ほ設置<br>栽培マニュアル改訂 | 112,440<br>567,600<br>319,960 |
| 合　計 | 1,000,000 | 合　計 | 1,000,000 |

# ４．稲作農業体質強化緊急対策事業

米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組を支援する交付金

【平成２７年度収支決算】

（単位：円）

| 収　入 | | 支　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２６からの繰越金（国返還金支出） | 330,000 | 県協議会事務推進費 | 3,681 |
| Ｈ２７国交付額 | 54,294,425 | 地域協議会支払 | 54,290,744 |
| 地域協議会返還 | 4,035,000 | 国返還金支出 | 330,000 |
| 合計 | 58,659,425 | 合計 | 54,624,425 |
| | | 差引次年度繰越金 | 4,035,000 |

【平成２８年度収支予算】

（単位：円）

| 収　入 | | 支　出 | |
|---|---|---|---|
| Ｈ２７からの繰越金 | 4,035,000 | 国返還金支出 | 4,035,000 |
| 合　計 | 4,035,000 | 合　計 | 4,035,000 |

（参考）　地域協議会年度別助成額　（単位：円）

| | 交付額①（県から地域への当初支払額） | 返還額②（地域から県への返還額） | 地域協議会最終助成額 ①－② |
|---|---|---|---|
| 平成２６年度 | 190,730,373<br>うち<br>農189,880,000<br>事　850,373 | 2,225,000<br>うち<br>農2,225,000 | 188,505,373<br>うち<br>農187,655,000<br>事　850,373 |
| 平成２７年度 | 54,290,744<br>うち<br>農 53,835,000<br>事　455,744 | 1,810,000<br>うち<br>農1,810,000 | 52,480,744<br>うち<br>農 52,025,000<br>事　455,744 |
| 合計 | 245,046,707<br>うち<br>農243,715,000<br>事 1,306,117 | 4,035,000<br>うち<br>農4,035,000 | 240,986,117<br>うち<br>農 239,680,000<br>事 1,306,117 |

※農は農家助成額、事は事務推進費の略

※事業費（総額）241,015,388 円のうち、県協議会事務推進費は 29,271 円、地域協議会最終助成額は 240,986,117 円である。

（参考）　稲作農業体質強化緊急対策事業　交付実績（Ｈ２６～Ｈ２７）

（単位：件、ha、円）

| 協議会名 | 農家助成額 | | | 推進事務費（円） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 実施件数（件） | 実施面積（ha） | 助成額（円） | | |
| 県協議会 | — | — | — | 29,271 | 29,271 |
| 加賀市 | 560 | 2,349.60 | 26,985,000 | 113,000 | 27,098,000 |
| 小松市 | 385 | 2,482.98 | 33,545,000 | 100,000 | 33,645,000 |
| 能美市 | 164 | 1,090.60 | 16,895,000 | 35,856 | 16,930,856 |
| 川北町 | 131 | 569.60 | 7,705,000 | 50,000 | 7,755,000 |
| 白山市 | 334 | 3,145.18 | 36,660,000 | 77,261 | 36,737,261 |
| 野々市市 | 10 | 109.90 | 1,110,000 | 0 | 1,110,000 |
| 金沢市 | 365 | 1,812.20 | 19,720,000 | 50,000 | 19,770,000 |
| 河北郡市 | 224 | 1,376.54 | 14,140,000 | 0 | 14,140,000 |
| 羽咋市 | 382 | 1,698.41 | 19,650,000 | 320,000 | 19,970,000 |
| 宝達志水町 | 90 | 688.80 | 8,420,000 | 30,000 | 8,450,000 |
| 志賀町 | 109 | 785.90 | 10,440,000 | 120,000 | 10,560,000 |
| 中能登町 | 115 | 812.49 | 10,500,000 | 140,000 | 10,640,000 |
| 七尾市 | 117 | 706.80 | 7,430,000 | 100,000 | 7,530,000 |
| 穴水町 | 76 | 222.20 | 2,470,000 | 70,000 | 2,540,000 |
| 輪島市 | 101 | 633.16 | 7,835,000 | 100,000 | 7,935,000 |
| 能登町 | 42 | 425.69 | 4,485,000 | 0 | 4,485,000 |
| 珠洲市 | 68 | 682.25 | 11,690,000 | 0 | 11,690,000 |
| 合計 | 3,273 | 19,591.22 | 239,680,000 | 1,335,388 | 241,015,388 |

# 石川県農業活性化協議会規約

平成１５年１１月１１日施行
平成１８年　９月　１日改正
平成１９年　４月１８日改正
平成１９年　９月２８日改正
平成２１年　６月２６日改正
平成２２年　４月２８日改正
平成２３年　４月２７日改正
平成２４年　４月　１日改正
平成２５年　５月１６日改正
平成２６年　４月２３日改正
平成２７年　４月２３日改正
平成２８年　５月１６日改正

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この協議会は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）という。

（事務所）

第２条　県協議会は、主たる事務所を石川県金沢市古府１丁目２２０番地に置く。

（目的）

第３条　県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。

（事業）

第４条　県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 経営所得安定対策の推進に関すること。
(2) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
(3) 集落営農の法人化に関すること
(4) 農地の利用集積に関すること。
(5) 担い手の育成・確保に関すること。
(6) 耕作放棄地対策に関すること。
(7) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

## 第２章　委員等

（県協議会の委員）

第５条　県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各２名をもって組織する。

(1) 石川県農業協同組合中央会　（農業者団体）
(2) 全国農業協同組合連合会石川県本部　（　〃　）
(3) 石川県農業共済組合　（農業団体）
(4) 一般社団法人石川県農業会議　（　〃　）

(5) 石川県土地改良事業団体連合会　（　〃　）
(6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構　（　〃　）
(7) いしかわの農地活用連絡調整会　（　〃　）
(8) 石川県市長会　（行政関係者）
(9) 石川県町長会　（　〃　）
(10) 石川県農林水産部　（　〃　）
(11) いしかわ農業振興協議会　（農業者代表）
(12) 石川県農業法人協会　（　〃　）
(13) 石川県生活協同組合連合会　（消費者団体）
(14) 石川県婦人団体協議会　（　〃　）

（届出）
第６条　委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

## 第３章　役員等

（役員の定数及び選任）
第７条　県協議会に次の役員を置く。
(1)　会　長　１名
(2)　副会長　１名
(3)　監　事　２名
２　前項の役員は、会長は石川県農業協同組合中央会会長、副会長は石川県農林水産部長をもってあてる。監事は第５条第１項の委員の中から会長が任命する。
３　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）
第８条　会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
３　監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
２　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了または辞任の場合）
第 10 条　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）
第 11 条　県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日 30 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（役員の報酬）

第12条　役員は、無報酬とする。

2　役員には、費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章　総会

（総会の種別等）

第13条　県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2　総会の議長は、会長とする。

3　通常総会は、毎年1回以上開催する。

4　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第14条　総会は、会長が招集する。

2　前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3　総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

4　会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

（総会の議決方法等）

第15条　総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2　委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3　総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4　総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

（総会の権能）

第16条　総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。

(5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

（特別議決事項）

第17条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員の解任

（書面又は代理人による表決）

第18条　やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2　前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3　第１項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4　第１５条第１項及び第４項並びに第１７条の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第19条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第１８条第４項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3　議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人２名以上が記名押印しなければならない。

4　議事録は、第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第５章　事務局等

（事務局）

第20条　総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2　事務局は以下に掲げる組織で構成し、定期的に事務局会議を開催する。

(1) 石川県農業協同組合中央会

(2) 石川県農林水産部

(3) 全国農業協同組合連合会石川県本部

3　事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。

4　事務局長は石川県農業協同組合中央会、事務局次長は石川県農林水産部と全国農業協同組合連合会石川県本部より選任することとし、会務を処理する。

5　県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

6　事務局長は、必要に応じて関係者に意見を求めることができる。

（業務の執行）

第21条　県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 会計処理規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

（書類及び帳簿の備付け）

第22条　県協議会は、第２条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
(4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

## 第６章　会計

（事業年度）
第 23 条　県協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（資金）
第 24 条　県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
(2) その他の収入

（資金の取扱い）
第 25 条　県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

（事務経費支弁の方法等）
第26条　県協議会の事務に要する経費は、第24条第１号の経営所得安定対策等推進事業費補助金、同条第２号のその他の収入をもって充てる。

（事業計画及び収支予算）
第 27 条　県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

（監査等）
第 28 条　会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、各年度第１回目の通常総会の開催の日の７日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
(1) 事業報告書
(2) 収支計算書
(3) 正味財産増減計算書
(4) 貸借対照表
(5) 財産目録
２　監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
３　会長は、第１項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

（報告）
第 29 条　会長は、第 28 条に掲げる書類と前条第１項各号に掲げる書類及び、当年度の事業計画書・収支予算書について、総会の議決を得た後、北陸農政局長に提出しなければならない。

## 第７章　県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

（届出）
第 30 条　この規約及び第２１条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく北陸農政局長に届出なければならない。

（県協議会が解散した場合の残余財産の処分）

第 31 条　県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより北陸農政局長に返還するものとする。

２　前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第８章　雑則

（細則）

第 32 条　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附　則

１　この規約は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。
２　この規約は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する
３　この規約は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
４　この規約は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。
５　この規約は、平成 21 年 6 月 26 日から施行する。
６　この規約は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。
７　この規約は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
８　この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
９　この規約は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
１０　この規約は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。
１１　この規約は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。
１２　この規約は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

# 石川県農業活性化協議会会計処理規程

平成１６年　４月　７日制定
平成１８年　９月　１日改正
平成１９年　４月１８日改正
平成１９年　８月２９日改正
平成２１年　４月２４日改正
平成２２年　４月２８日改正
平成２３年　４月２７日改正
平成２５年　５月１６日改正
平成２８年　５月１６日改正

## 第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正、かつ、能率的な運営と予算の適正な執行を実施することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）及び石川県農業活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

（会計原則）

第３条　県協議会の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

(1) 県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。

(2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。

(3) 会計の処理方法及び手続は、事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計区分）

第４条　県協議会の会計区分は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度ごとに区分して経理する。

(1) 経営所得安定対策等推進事業会計

(2) その他の収入

２　県協議会の業務遂行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

（口座の開設）

第５条　前条に関する口座は、石川県信用農業協同組合連合会に開設するものとする。

（会計年度）

第６条　県協議会の会計年度は、県協議会規約に定める事業年度に従い毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（出納責任者）

第７条　出納責任者は、会長とする。

（経理責任者）
第８条　県協議会の経理責任者は、事務局長とする。

（帳簿書類の保存及び処分）
第９条　会計帳簿、会計伝票その他の書類の保存期間は、５年間とする。
２　前項各号の保存期間は、決算完結の日から起算する。
３　第１項に掲げる書類の焼却その他の処分を行う場合には、あらかじめ第８条の経理責任者の指示又は承認を受けるものとする。

## 第２章　勘定科目及び会計帳簿類

（勘定科目）
第 10 条　第４条の各会計区分には、収入・支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。
２　各勘定科目の名称、配列及び内容については、会長が別に定める。

（勘定処理の原則）
第 11 条　勘定処理を行うに当たっては、次の各号に掲げる原則に留意しなければならない。
(1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理すること。
(2) 収入と支出は、相殺してはならないこと。
(3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うこと。

（会計帳簿）
第 12 条　会計帳簿は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 主要簿
① 仕訳帳
② 総勘定元帳
(2) 補助簿
２　仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代えることができる。
３　補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。
４　総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

（会計伝票）
第 13 条　一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。
２　会計伝票は、次の各号に掲げるものとし、その様式は、会長が別に定める。
(1) 入金伝票
(2) 出金伝票
(3) 振替伝票
３　会計伝票は、各々事前伺により作成し、事前伺とともに保存する。
４　会計伝票は、作成者が押印した上で、第８条第１項の経理責任者の承認印を受けるものとする。

（記　帳）
第 14 条　総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。
２　補助簿は、会計伝票又は事前伺に基づいて記帳しなければならない。

（会計帳簿の更新）
第 15 条　会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

## 第３章　予　算

（予算の目的）

第 16 条　予算は、各会計年度の事業活動を明確な計数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

（事業計画及び収支予算の作成）

第 17 条　事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経てこれを定める。

２　前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、北陸農政局長に報告しなければならない。

（予算の実施）

第 18 条　予算の執行者は、会長とする。

（予算の流用）

第 19 条　予算は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。ただし、会長が特に認めるものを除く。

## 第４章　出　納

（金銭の範囲）

第 20 条　この規程において「金銭」とは、現金及び預貯金をいい、「現金」とは、通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

（金銭出納の明確化）

第 21 条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

２　金銭の出納は、会計伝票によって行わなければならない。

（金銭の収納）

第 22 条　金銭を収納したときは、会長が別に定める様式の領収証を発行しなければならない。

２　入金先の要求その他の事由より、前項の様式によらない領収証を発行する必要があるときは、第８条の経理責任者の承認を得てこれを行う。

３　金融機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（支払方法）

第 23 条　出納の事務を行う者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類に基づき、第８条の経理責任者の承認を得て行うものとする。

２　支払は、金融機関への振込により行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたい場合として第８条の経理責任者が認めた支払のときには、この限りでない。

（支払期日）

第 24 条　金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについては、この限りではない。

（領収証の徴収）

第 25 条　金融機関への振込みの方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をも

って支払先の領収証に代えることができる。
2　金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

（預貯金証書等の保管）
第 26 条　預貯金証書又は預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

（金銭の過不足）
第 27 条　出納の事務を行う者は、原則として毎月１回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく第８条の経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

## 第５章　物　品

（物品の定義）
第 28 条　物品とは、消耗品並びに耐用年数１年以上の器具及び備品をいう。

（物品の購入）
第 29 条　前条の物品の購入については、物品要求書に見積書を添付し、第８条の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、１件の購入金額が２０万円未満のときは、事務局長が専決処理することができる。

（物品の照合）
第 30 条　出納の事務を行う者は、耐用年数１年以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第８条第１項の経理責任者に通知しなければならない。
2　第８条第１項の経理責任者は、毎事業年度１回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。

（規定の準用）
第 31 条　協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第２９条の規定を準用する。

## 第６章　決　算

（決算の目的）
第 32 条　決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、当該期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（決算の種類）
第 33 条　決算は、毎年３月末の年度決算とする。

（財務諸表の作成）
第 34 条　第８条の経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに年度決算に必要な整理を行い、次の各号に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。
(1) 収支計算書
(2) 正味財産増減計算書
(3) 貸借対照表
(4) 財産目録

（年度決算の確定）
第 35 条　会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定する。

（報告）
第 36 条　会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を北陸農政局長に報告しなければならない。

## 第7章　雑　則

第 37 条　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附　則

1　この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。
2　この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
3　この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
4　この規程は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。
5　この規程は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。
6　この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。
7　この規程は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
8　この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
9　この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

# 石川県農業活性化協議会文書取扱規程

平成１６年　４月　７日制定
平成１９年　４月１８日改正
平成１９年　８月２９日改正
平成２１年　４月２４日改正
平成２２年　４月２８日改正
平成２３年　４月２７日改正
平成２５年　５月１６日改正
平成２８年　５月１６日改正

（目　的）
第１条　この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

（文書の処理及び取扱いの原則）
第２条　県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。
２　ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第３項、第１６条、第２２条又は第２３条に準じて処理するものとする。
３　文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第３条　文書は、確実、迅速に処理し、かつ、丁寧に取り扱うとともに機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

（文書の発行名義人）
第４条　文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

（文書管理責任者）
第５条　文書管理責任者は、事務局長とする。
２　前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第３条第１項の事務責任者又は当該事務に係る石川県農業活性化協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第８条第１項の経理責任者を兼務することができる。

（文書に関する帳簿）
第６条　文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。
(1) 文書登録簿
(2) 文書保存簿

（文書の収受及び配布）
第７条　会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。
２　前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

（文書の登録）
第８条　文書の収受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第６条第１号の文書登録簿に登録する。
２　前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、収受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

（起　案）
第９条　文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、２件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを１件とみなし、一つの起案により処理することができる。
２　収受した文書については、特別の事情のあるものを除き、収受の日から７日以内に起案しなければならない。
３　決裁者の存在する事務所が２以上に分かれている場合、分割処理をして起案することができる。この場合、原本及び写しとともに同一の文書番号で処理する。また、文書登録簿に分割決裁をする旨明記するとともに、起案文書の原本及び写しに分割処理の表示を行うものとする。

第 10 条　文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

（文書の決裁）
第 11 条　起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

（決裁の順序）
第 12 条　起案文書の決裁の順序は、原則として会長、副会長、事務局長、各事務局員の逆の順序とする。ただし、第９条第３項により分割処理した場合は、この限りではない。

（後伺い）
第 13 条　決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第１４条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

（文書の専決）
第 14 条　起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

（文書の代決）
第 15 条　副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

（供覧文書）
第 16 条　供覧文書については、起案文書によらず、収受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

（文書番号）
第 17 条　文書番号は次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。
(1) 県協議会会長　　石 協 第　　号
(2) 事 務 局 長　　石協事第　　号
２　文書番号は、石川県農業活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

（文書の施行）
第 18 条　起案文書の施行に当たっては、第６条第１号の文書登録簿に所要事項を記入し、当該文書の

発行名義人の公印を押印するものとする。
2　石川県農業活性化協議会公印取扱規程第１１条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

（発　送）
第 19 条　文書の発送は、通常郵便物によるほか、第５条第１項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条　前条の規定にかかわらず、県協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

（文書の完結）
第 21 条　起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第６条第１号の文書登録簿に完結の旨を記入することとする。

（保存期間）
第 22 条　文書の分類・保存期間は、表記載のとおりとする。

| 類　別 | 文　　書 | 保存期間 |
|---|---|---|
| 第１類 | 経営所得安定対策等推進事業実施計画書及び実施状況報告書 | ８年 |
| 第２類 | 県及び地域協議会に係る規約、諸規程及び協議会規約変更に関する承認文書<br>総会に関する文書<br>予算、決算に関する文書<br>役員に関する名簿及び文書<br>委員に関する名簿及び文書<br>協議会が行う事業に関する文書<br>その他協議会が定める重要な文書 | 5年 |
| 第３類 | 県及び地域協議会の業務に関する文書<br>文書の収受・発送に関する文書<br>その他協議会が第１類及び第２類に準じる文書として定める文書 | ３年 |
| 第４類 | 第１類、第２類及び第３類以外の軽微な内容の文書 | １年 |

2　文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

（保存文書の廃棄）
第 23 条　文書で保存期間を経過したものは、第６条第２号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第６条第２号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

（雑則）
第 24 条　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
1　この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。
2　この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
3　この規程は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。
4　この規程は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。
5　この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

6　この規程は、平成23年4月27日から施行する。
7　この規程は、平成25年5月16日から施行する。
8　この規程は、平成28年5月16日から施行する。

# 石川県農業活性化協議会公印取扱規程

平成１６年　４月　７日制定
平成１９年　４月１８日改正
平成１９年　８月２９日改正
平成２１年　４月２４日改正
平成２２年　４月２８日改正
平成２３年　４月２７日改正
平成２５年　５月１６日改正
平成２８年　５月１６日改正

（趣　旨）
第１条　石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（定　義）
第２条　この規程において「公印」とは、県協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

（種　類）
第３条　公印の種類は、次に掲げるものとする。
職務印　会長印　「石川県農業活性化協議会会長」の名称を彫刻

（公印の形状、寸法等）
第４条　公印の名称及び寸法は、下記に掲げるものとする。

21㎜

21㎜

（登　録）
第５条　会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

（交　付）
第６条　会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第８条の公印管理責任者に交付しなければならない。

（返　納）
第７条　公印が不用となり、又は破損若しくは滅耗して使用ができなくなったときは、次条の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。
２　会長は、前項の公印の返納を受けたときは、１年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3　公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第５条の登録を抹消するものとする。

（公印管理責任者）
第８条　公印管理責任者は、事務局長とする。

（管　守）
第９条　前条の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。
2　前条第１項の公印管理責任者は、第５条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

（押　印）
第 10 条　公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により第８条の公印管理責任者が行うものとする。
2　第８条の公印管理責任者が出張若しくは休暇その他により不在の場合又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、会長の指名する者が行うものとする。

（使用範囲）
第 11 条　公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、経営所得安定対策等推進事業費補助金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、会長が別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

（雑　則）
第 12 条　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
1　この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。
2　この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
3　この規程は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。
4　この規程は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。
5　この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。
6　この規程は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
7　この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
8　この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

# 石川県農業活性化協議会内部監査実施規程

平成１６年　４月　７日制定
平成１９年　４月１８日改正
平成１９年　８月２９日改正
平成２１年　４月２４日改正
平成２２年　４月２８日改正
平成２３年　４月２７日改正
平成２８年　５月１６日改正

（趣旨）
第１条　石川県農業活性化協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

（監査員の指名）
第２条　内部監査を行う監査員は、複数名とし、委員の所属組織のうちから会長が指名する。

（内部監査の種類）
第３条　内部監査は毎会計年度少なくとも２回以上実施するものとする。

（内部監査実施計画の作成等）
第４条　監査員は、監査にあたって責任者を１名定め、事前に内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

（内部監査結果の報告）
第５条　前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。
２　前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
３　第１項の内部監査報告書は、当該年度終了後５年間保管するものとする。

（内部監査結果の不適合の是正）
第６条　第４条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。
２　前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。
３　被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第４条の内部監査責任者に報告するものとする。
４　前項の報告を受けた第４条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
５　第１項の指示書、第３項の報告書は、当該事業年度終了後５年間保管するものとする。

（雑則）
第７条　経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

2　この規程は、平成19年4月18日から施行する。
3　この規程は、平成19年8月29日から施行する。
4　この規程は、平成21年4月24日から施行する。
5　この規程は、平成22年4月28日から施行する。
6　この規程は、平成23年4月27日から施行する。
7　この規程は、平成28年5月16日から施行する。

# 報　告　事　項


1　産地パワーアップ事業について　・・・P　1

2　米の新品種「石川65号」について　・・・P　2

# 産地パワーアップ事業（農林水産省H27補正）について

## ＜事業の概要＞

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をソフト・ハード一体的に支援

### 支援の対象となる取組

①整備事業（施設の整備）【ハード】 ※強い農業づくり交付金の対象施設
②生産支援事業（機械等のリース・資材の導入）【ソフト】 ※パイプハウスを含む
③効果増進事業（計画策定、技術実証、マニュアル作成等）【ソフト】

### 採択要件

○取組面積 （産地として一定のまとまりを持って農業生産が行われる範囲）
　水　　稲　50(10)ha 以上
　露地野菜　10( 5)ha 以上
　施設野菜　 5( 3)ha 以上　 ※( )は5法指定の中山間地域
　（注）中山間地域で、生産支援事業のみ実施する場合は、
　　上記にかかわらず、5戸以上又は取組面積1ha

○成果目標　※A～Dのいずれか
　A 生産コストの10%以上の削減
　B 販売額の10%以上の増加
　C 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上
　D 需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

☆県段階でポイント合計の高い事業計画から採択

### 取組主体

農協、農事組合法人、農業生産法人、農業者　等
※産地パワーアップ計画への位置づけが必要

### 補助率

施設整備は1／2以内、 農業機械リース導入は本体価格の1／2以内　等

### 事業主体

県

## ＜予算額＞

H27国予算額　200　億円

H28県配分額　138百万円

## ＜県基本方針の方向（案）＞

・対象施設や取組主体の考え方は、原則として強い農業づくり交付金事業に準拠
・県推進品目や、産地の競争力強化につながる取組を優先採択

## ＜事業の流れ＞

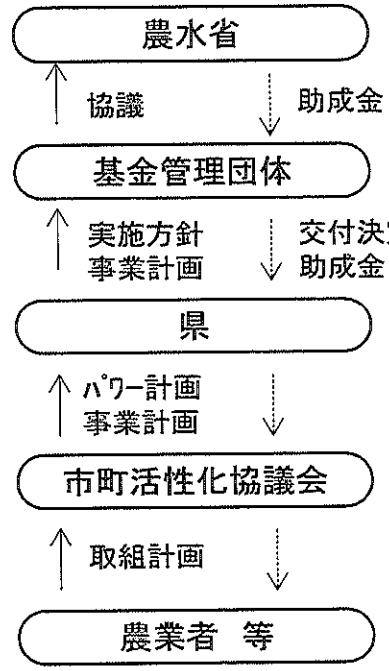


（公財）日本特産農産物協会

県実施方針の策定
※対象作物・地域、支援対象、要件、優先順位の考え方など

産地パワーアップ計画の策定
※県方針に基づき作成
※中心経営体や実施する取組を位置づけ

取組計画の作成
※機械・施設、事業費、成果目標設定

# 米の新品種「石川65号」について

## ［育成の背景(ニーズ)］

規模拡大農業者 ： 生産コストの削減、作業のピーク分散のため、多収で収穫期が遅い(晩生)品種が必要
流通・加工業者 ： 冷めても美味しい米品種が必要

## ［育成の経緯］

農業試験場が９年の歳月をかけて育成 ⇒ 平成１８年交配 母「北陸211号」×父「能登ひかり」
平成２７年３月 品種登録出願

## ［特 徴］

①生産面
- コシヒカリより約２割多収で、収穫期が１０日遅い
- コシヒカリよりも茎が硬く倒伏しにくい

②消費面
- 粒が大きく（コシヒカリの約1.2倍）、粘りが強い、冷めても粘り硬さに変化はない
- コシヒカリや他県の良食味品種と美味しさは同等

生育状況

粒の大きさ

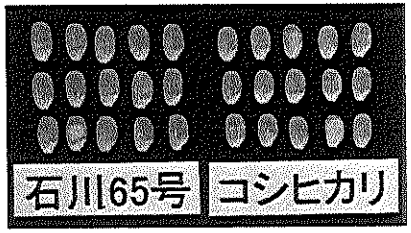


（図）県内における水稲の収穫時期と作付割合

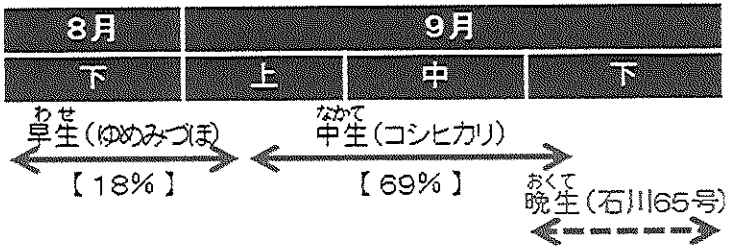


※【 】内は水稲全作付面積26.1千haに対する割合(H27)

（表）生育・収量等の比較（農研H23～26）

| 品種名 | 収穫期（月/日） | 精玄米重（kg/10a） | 玄米千粒重（g/千粒） | H27年作付面積（ha） |
|---|---|---|---|---|
| 石川６５号 | 9/17 | 663 | 26.2 | — |
| コシヒカリ | 9/07 | 565 | 22.6 | 18,018 |

## ［普及地域及び普及見込面積］

- 普及地域：県内全域
- 平成２９年度：約２５０ha（以降は、需要を探りながら段階的に面積を拡大）

## ［今後の取組み］

①販売方針等の検討 ②ＰＲを兼ねた名称公募 ③実証栽培の実施と栽培指導